

**町立津南病院電子カルテシステム構築業務
公募型プロポーザル実施要領**

1. 趣旨

この実施要領は、町立津南病院における電子カルテシステム構築業務委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

町立津南病院電子カルテシステム構築業務

(2) 業務内容

「町立津南病院電子カルテシステム構築業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期限

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3. プロポーザルのスケジュール

項 目	日 程
公告	令和 7 年 6 月 6 日(金)
質問書提出期間	令和 7 年 6 月 16 日(月) 午後 5 時
質問書への回答期限	令和 7 年 6 月 23 日(月)
参加表明書の提出期間	令和 7 年 6 月 23 日(月) 午後 5 時
参加資格確認審査結果の通知	令和 7 年 6 月 30 日(月)まで
提案書の提出期間	令和 7 年 7 月 18 日(金) 午後 5 時
審査会	令和 7 年 7 月 下旬 予定
審査結果の通知・公表	令和 7 年 8 月 上旬 予定

4. 質疑応答等

質問はある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日(月) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

提出期限内に、質問書(様式第 7 号)を電子メールにより提出すること。その際、メールの件名に「プロポーザル質問書」と記入すること。

(3) 提出先

E-mail : tsunan-hp@town.tsunan.niigata.jp

(4) 回答方法

令和 7 年 6 月 23 日(月)までに、参加申込者全員にメールにて送付する。

5. 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 原則、令和6・7年度津南町物品等(役務・賃貸借含む)入札参加資格者名簿に登載されたものとする。なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、受託候補者となった場合は、契約締結前に同名簿への登載ができること。
- (2) 経営内容等から、本業務の履行に支障がなく、履行するに相応しい能力を備えていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。
- (5) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 電子カルテシステムについて、令和2年4月以降に100床以上の病院へ導入した実績が複数あること。
- (9) 令和2年4月以降に100床以上の他病院の電子カルテシステム導入業務において、プロジェクト全体を統括する責任者として従事した経験を有する者を統括責任者として専任で従事させることができること。

6. 参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下に定めるところにより、参加資格要件の確認に必要な書類(以下「参加資格要件確認書類」という。)を提出し、プロポーザル参加資格要件の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和7年6月23日(月) 午後5時まで

(2) 提出場所

949-8201 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁 2682 番地
町立津南病院 管理部庶務管理班

(3) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(1)に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

(4) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式第 1 号)
- ② プロポーザル参加資格要件確認書(様式第 2 号)
- ③ 会社概要及び業務実績(様式第 3 号)
- ④ 財務諸表(直近の貸借対照表、損益計算書)
- ⑤ 納税証明書(市町村税及び国税の納税証明書)

7. 参加資格確認審査結果の通知

本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和 7 年 6 月 30 日(月)までに書面で通知する。

8. 提案書等の提出

提案書等の提出は、上記 7 に定める参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

なお、本プロポーザルを辞退する場合には、提案書提出期限までに辞退届(様式第 8 号)を提出すること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 18 日(金) 午後 5 時まで

(2) 提出場所

上記 6(2)提出場所に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「提案書等在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(1)に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

(4) 提出書類及び提出部数

「町立津南病院電子カルテシステム構築業務提案書等作成要領」(以下「提案書等作成要領」という。)を参照すること。

(5) 提案書等の作成方法

提案書等の作成に当たっては、「提案書等作成要領」を参照すること。

(6) 提案書に関する質問

上記 4 質疑応答等に定める方法による。

9. 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された書類は、町立津南病院電子カルテシステム構築業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)が審査する。

(2) 提案者の失格事項等

① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア)参加資格要件を満たさない者

(イ)提案書等を期限までに提出しなかった者

- (ウ) 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
- (エ) 審査会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- ② 提出された提案書類等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
 - (ア) 本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - (イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提出せず、又は提出する書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- (3) プレゼンテーションの実施
 - 提案書について、プレゼンテーションを実施する。ただし、審査会が本プレゼンテーションに参加を表明した者が多数であると認めた場合は、提出された書類により第 1 次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。
 - なお、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。
 - プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の総括責任者又は主任担当者が行うものとし、参加できる人数は 4 名以内とする。また、基幹システムパッケージ開発メーカーの責任者を 1 名含めること。
 - プレゼンテーションは、令和 7 年月下旬を予定しているが、詳細な日時、場所等については別途通知する。

10. 審査及び結果の通知

- 審査会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。
- 審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知するとともに公表する。
- なお、審査における評価基準については、「町立津南病院電子カルテシステム構築業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

11. 契約に関する基本事項

- (1) 契約の締結
 - 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について協議を行い、内容について合意の上当該業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴取して随意契約の方式により契約を締結する。
 - ただし、その者が、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の協議を行う。
- (2) 契約保証金
 - 契約保証金を要する(契約金額の 10/100 以上)。

12. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案を行なう者の負担とする。

- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル意外の用に使用しない。
- (5) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書等に記載された総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き変更することができない。

13. 別添資料

- (1) 町立津南病院電子カルテシステム構築業務提案書等作成要領
- (2) 町立津南病院電子カルテシステム構築業務プロポーザル評価基準
- (3) 様式集
- (4) 町立津南病院電子カルテシステム構築業務仕様書

14. 契約担当

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡丁 2682 番地

町立津南病院 管理部庶務管理班 北村 要人

Tel:025-765-3161 Fax:025-765-3304

E-mail: tsunan-hp@town.tsunan.niigata.jp